

全国社会福祉法人経営者協議会

経営協情報 №55

平成 27 年 2 月 13 日号
全国経営協事務局
TEL. 03-3581-7819
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

<今号の内容>

1. 社会福祉法人改革のとりまとめ案について議論
～第 14 回社会保障審議会 福祉部会～
 2. 「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直し
について」とりまとめ
～第 10 回医療法人の事業展開等に関する検討会～
-
1. 社会福祉法人改革のとりまとめ案について議論
～第 14 回社会保障審議会 福祉部会～

2 月 12 日（木）、第 14 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

本部会では、厚生労働省から前回の議論を踏まえた修正箇所が示され、とりまとめ案について再度議論がなされた。

委員からの意見が一通り出された後、最終のとりまとめは部会長に一任された。

とりまとめにあたって田中部会長からは、「今回の報告は小規模法人に対して厳しい報告ではあるが、その代替案は世間の厳しい声である。必ずしも味方でない人への対応を考えれば、報告書の内容は厳しいが愛情のあるものと考えている」と挨拶がされた。

最終とりまとめについては、別添をご参照いただきたい。

前回議論からの修正箇所は以下のとおり。

I 総論

○3 ページ

<追加>

また、今後の高齢化等に伴う福祉ニーズの急増に対応するために必要な人材の確保に当たっては、処遇の改善をより一層進めることが重要である。社会福祉法人がその役割を適切に果たすためには、率先して、職員の処遇改善や労働環境の整備等に取り組むことが期待される。

II 社会福祉法人制度の見直しについて

○8 ページ 2. 経営組織の在り方の見直し (2) 理事・理事長・理事会について

<追加>

一般財団法人・公益財団法人と同様に、理事の職務執行についてのコンプライアンス

ス（法令遵守等）を確保するための体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付けることが必要である。

○11 ページ 2. 経営組織の在り方の見直し (3) 評議員・評議員会について

<修正>

評議員会が議決機関として位置付けられることに伴い、現行の評議員会が担っている諮問機関としての機能の一部を代替する仕組みとして、各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表等が参加する「運営協議会」を開催し、意見を聴く場として位置づけることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることが適当である。

14 ページ 3. 運営の透明性の確保 (2) 情報開示の方向性

<追加 ※下線部分>

定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置づける必要がある

21 ページ 6. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(3) 福祉サービスへの計画的な再投下

<修正 ※下線部分>

「再投下計画」には、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスへの再投下の内容や事業計画額が計上されるが、計画を検討するに当たっての優先順位については、以下のとおり考えるべきである。

①社会福祉は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、社会福祉事業への投資（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等。社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組を含む。）を最優先に検討する。なお、実質的に社会福祉事業と同じ機能を担う、いわゆる小規模事業についても併せて検討する。

なお、協議における委員からの意見および厚生労働省の対応（→）は以下のとおり。

【修正箇所について】

○総論に処遇改善に関する内容が入ったことには感謝するが、文末の「期待される」という表現を、積極的に取り組んでいく必要性が伝わる表現にすべき。

（平川参考人 花井委員代理）

→文末を「求められる」に変更することが了解された。

○「運営協議会」を開催し意見を聴く場として位置づけることが適当であるという表現では、作らなければならないと読み取れる。作ることができるとしてほしい。

（藤野委員）

→今でも作ることはできるものであり、「できる」とすると空文化してしまうので、「適

当である」と表現している。

【経営組織の在り方の見直し】

○文中に内部統制（ガバナンス）、ガバナンスという表現があるが、ガバナンスは内部統制ということで考えていいのか。文言の統制や整理が必要ではないか。（武居委員）
→部会長より、「今回の報告書は、政府としても重要な位置づけであり、特に「ガバナンス」については、重視されているので事務局と確認のうえ言葉を整理する」との説明があり一任された。

○本部機能の強化を図っていくのであれば、事務処理を行う負担を考え、財政面での対策も検討いただきたい。（藤野委員）
→今後検討していく。

【地域における公益的取組の責務】

○文中の地域における公益的な取組、地域における公益的活動は社会福祉事業と公益事業にまたがるもの、公益事業のみに関わるものは地域公益事業として理解していいのか。（武居委員）
→そのとおりである。わかりづらい部分については文言の整理を行う。

【内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下】

○「いわゆる小規模事業」が小規模なために社会福祉事業とならない事業なのであれば、事業期間が短いことで社会福祉事業にならない事業も含めるべきではないか
→事実関係を確認したうえで検討する。

○必要な運転資金については、都道府県への指導にあたっては、運転資金の目安が3ヶ月分ということをしっかり伝えてほしい。（平川参考人）
→施行までの間に専門的な見地も得たうえで統一の基準を示していきたい。

【行政の役割と関与の在り方】

○国・都道府県・市の役割と連携の在り方のなかで、「都道府県には広域的な立場で研修を行うなど」とされているが国の役割だと考える。広域的な立場ということであれば、調整の場を設けるといふ表現が望ましい。研修という言葉を使うと指導監督になってしまう。（西條参考人）
→所轄庁のバックアップ機能としての役割を位置づけることとご理解いただきたい。

【その他】

○社会福祉法人は事業規模にばらつきがあり、財務運営の規定も統一されていない。今後ガイドラインを作っていく際には、現場の運用に関する意見を聞き、実態に即したものとなるようにしていただきたい。（武居委員）

○ガイドラインをきめ細かく作成いただき、所轄庁にとっては指導しやすい内容、社会福祉法人にとっては地域で活動しやすい内容にしてほしい。(三好委員)

○保育分野は小規模な法人も多いため、配慮できる部分は十分に対応いただきたい。(高橋委員)

○公益法人改革との違いは、すべての社会福祉法人が同じ方向に向かっていくことであり、できない法人が出てくることも想定されるので経過をしっかりと見ていく必要がある。福祉の中核を担ってきた社会福祉法人は国民が望むような形になっていく必要があり、住民自治が進むこと、社会福祉法人が地域に根ざした公益的な活動をするのが両輪となって機能していかなければならない。(藤井委員)

2. 「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」とりまとめ

～第10回医療法人の事業展開等に関する検討会～

本会 浦野正男総務委員長が委員として参画してきた医療法人の事業展開等に関する検討会（座長：田中滋慶應義塾大学名誉教授）は、2月9日に第10回検討会を開催し、これまでの検討結果を「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」としてとりまとめた。

「取りまとめ」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html>

「取りまとめ」は、①地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設と、②医療法人制度の見直しについて、の2つの柱から成っている。

①地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設は、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の検討が求められたことを受けて、同検討会が昨年6月から内容の整理を進めてきた。

「取りまとめ」において社会福祉法人の非営利新型法人への参加の在り方については、現行の社会福祉法人制度や現在検討中の制度改革の内容と整合性を図る、とされた。

浦野委員は、社会福祉法人は資金を法人の外に流出させないことが基本にあり、また、現在は評議員会を必置にし議決機関化する等のガバナンス強化が検討されている。社会福祉法人に私有財産性を持たせないことが大事であるし、非営利新型法人については、持ち分あり法人と持ち分を持たない法人とが不適切な関係になることのないような制度設計をお願いしたい、とあらためて確認した。

②医療法人制度の見直しについては、社会福祉法人等の他の法人類型の改革の動向をふまえて、医療法人の経営の透明性の確保や医療法人の分割等について必要な措置を求める内容となっている。

医療法人制度の見直しについて

1. 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化について
 - (1) 医療法人の経営の透明性の確保
 - 会計基準の適用・外部監査の義務付け
 - 計算書類の公告の義務付け
 - いわゆるメディカルサービス法人との関係の報告
 - (2) 医療法人のガバナンスの強化
 - 理事長及び理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等
2. 医療法人の分割について
3. 社会医療法人の認定要件の見直し等について

とりまとめを受けて挨拶に立った厚生労働省の二川一男医政局長は、引き続き細部について政府内での整理を進め、医療法改正法案として国会に提出していく。地域医療連携推進法人制度の創設は地域医療構想を達成するためのひとつの選択肢であり、厚生労働省としてもしっかりと進めてまいりたい、と謝意を述べた。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）